

OK シードプロジェクトは、OK シードマークを使用する場合の取り扱いについて規定した OK マーク使用規程を次のとおり定め、2021年6月29日から施行する。

OK シードマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、OK シードマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「OK シードマーク」とは、別紙のデザインのものとする。

2 この規程において、「ゲノム編集技術」とは、厚生労働省の定めるゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に規定するゲノム編集技術をいう。

(注) ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領では、「ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術と定義する」と規定されています。

3 この規程において、「組換えDNA技術」とは、食品表示基準(平成27年内閣府令第十号)第2条第1項第13号に規定する技術をいう。

(注) 食品表示基準(平成27年内閣府令第十号)第2条第1項第13号において、組換えDNA技術とは、「酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう」と規定されています。

4 この規程において、「OK シードマーク使用登録者」とは、第4条第2項に基づき、OK シードマークに関する著作権を所有する中村陽子による登録を受けた者をいう。

(OK シードマークの使用目的)

第3条 OK シードマークは、ゲノム編集技術を利用していない種苗又は食品(組換えDNA技術を利用しているものを除く。以下同じ)に対してその旨の表示を付す取組が進展することを目的として、使用するものとし、もって、種苗、食品等に対してゲノム編集技術を利用しているか否かの表示の義務付けその他ゲノム編集技術の利用への適正な規制が整備されていくことを期するものとする。

(OK シードマークの使用申請)

第4条 OK シードマークの使用を申請する者(以下、「申請者」という。)は、この規程に同意した上、OK シードマークに関する著作権を所有する中村陽子(以下、「OK シードマーク著作権者」という。)に対して別に定める様式の申請書類を添えて、OK シードマークの使用を申請し、その審査を受けなければならない。

2 OK シードマーク著作権者は、前条に規定する審査の結果を OK シードプロジェクトと協議し、申請者が次の要件を満たし、かつ、同協議の結果に基づき OK シードマークの使用を許可することが妥当であると判断される者について、OK シードマーク使用登録者として登録するとともに、当該申請者に別に定める様式により OK シードマークの使用を許可する旨通知するものとする。

- (1)ゲノム編集技術を利用していない種苗又は食品を取り扱っていること。
- (2)前号の規定に該当する種苗又は食品のうち、OK シードマークを使用する対象の種苗又は食品について、OK シードマークの画像中の「ゲノム編集でない」との文字記載の裏付けとなる合理的な根拠を持ち、その合理的な根拠をいつでも提示できることに同意していること。
- (3) OK シードプロジェクトのウェブサイトその他説明媒体において、OK シードマーク使用登録者として、氏名・名称、販売場所（オンライン・カタログ販売の場合を含む）及びウェブサイトアドレスが公開されることに同意していること。
- (4)送受信可能なメールアドレス及び連絡の取りやすい電話番号を有し、いつでも OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトと連絡可能な状況にあり、連絡調整を担当する者の氏名・名称、メールアドレス、電話番号等の連絡先等の情報を OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトに通知することに同意していること。
- (5)OK シードマーク著作権者又は OK シードプロジェクトに提供する一切の情報が両者において共有されることに同意していること
- (6)OK シードマーク著作権者又は OK シードプロジェクトに提供した情報に変更があったときは、その変更内容を直ちに通知することに同意していること。

（登録の取消）

第5条 OK シードマーク著作権者は、OK シードマーク使用登録者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1)法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- (2)申請書類及び登録後に OK シードマーク使用登録者が提供した情報に虚偽があったと認められたとき
- (3)虚偽の情報を提供するなど、OK シードマーク著作権者、OK シードプロジェクト、他の OK シードマーク使用登録者又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。
- (4)第4条第2項に定める要件を満たさなくなると認められたとき。
- (5)本規程に違反したと認められたとき

（登録の抹消）

第6条 登録の抹消を希望する OK シードマーク使用登録者が登録抹消届出を提出した場合、OK シードマーク著作権者は、当該 OK シードマーク使用登録者の登録を抹消するものとする。

(OK シードマークの使用範囲)

第7条 OK シードマークは、OK シードマーク使用登録者が使用できるものとする。

2 OK シードマーク使用登録者は、その取り扱う種苗又は食品がゲノム編集技術を利用していないものであって、かつ、当該種苗又は食品について OK シードマークの画像中の「ゲノム編集でない」との文字記載の裏付けとなる合理的な根拠をいつでも提示できる場合に限って、OK シードマークを使用することができる。

3 OK シードマーク使用登録者は、前項の規定に適合した種苗若しくは食品について、OK シードマークを次に掲げるものに付して使用するものとし、その OK シードマークの表示責任者が当該 OK シードマーク使用登録者であることが分かるように、必ず、その OK シードマークに隣接する箇所に当該 OK シードマーク使用登録者の氏名又は名称を明瞭に併記しなければならない。

(1)当該種苗又は食品の本体、包装、容器又はこれらに添付した物（ラベル、タグ、送り状等）

(2)当該種苗又は食品に関するパンフレット、説明書面、チラシ、ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車などに記載されたものを含む。）その他これらに類似する説明物（電子媒体のものを含む）

4 OK シードマーク使用登録者は、OK シードマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

(1)法令に反し、または反するおそれのある場合

(2)OK シードプロジェクトの信用を失墜させ、又は品位を害すると認められる場合

(3)第3条に定める使用目的に照らして不相当である場合

(4)第8条第1項の規定に基づき OK シードプロジェクトが指定した OK マークの使用基準に違反する場合

(5)その他 OK シードプロジェクト又は OK シードマーク著作権者が不相当と認める場合

(OK マークの使用基準)

第8条 OK シードマーク使用登録者は、前条の使用の範囲を満たす場合に限って、OK シードプロジェクトが指定する OK シードマークの使用基準に基づき、OK シードマークを使用するものとする。

2 OK シードマークに隣接する箇所に併記する OK シードマーク使用登録者の氏名又は名称に加えて、当該 OK シードマーク使用登録者のウェブサイト等の電子媒体の URL 又は QR コードを記載することができる。

3 OK シードマークの趣旨・内容を知らせるため、OK シードプロジェクトのウェブサイト又は OK シードマーク使用登録者が OK シードマークの趣旨・内容を説明している広報の案内を併記することが望ましい。

(OK シードマークの使用料)

第9条 OK シードマークの使用料は無料とする。

(OK シードマークの使用中止)

第10条 第5条又は第6条に基づき OK シードマーク使用登録者としての登録の取消又は抹消が行われた者は、その取消又は抹消の日から OK シードマークを使用してはならない。

2 OK シードプロジェクトが解散したときは、何人もその解散の日から OK シードマークを使用してはならない。

3 OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトは、前二項の規定により OK シードマーク使用登録者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(登録されずに OK シードマークを使用した場合の差止め等)

第10条 OK シードマーク著作権者は、本規程に基づき、OK シードマーク使用登録者として登録されずに OK シードマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

(非保証・免責事項)

第11条 OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトは、本規程により OK シードマークを使用した使用対象物等について、その品質・内容等の保証責任を負わない。

2 この OK シードマークの仕組みは、OK シードマーク使用登録者の OK シードマークの使用内容について、OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトが正確性、適法性を保証するものではなく、OK シードマーク使用登録者が OK シードマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第12条 OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトは、OK シードマークの使用にともなって OK シードマーク使用登録者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 OK シードマーク使用登録者は、OK シードマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、当該 OK シードマーク使用登録者の責任をもって処理するものとし、OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトは、それに関する一切の責務を負わない。

3 OK シードマーク使用登録者は、OK シードマークの使用において故意又は過失により OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトに賠償しなければならない。

4 OK シードマーク著作権者は前二項の規定に違反する OK シードマーク使用登録者又は OK シードマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとることができる。

(規程の改定)

第13条 この規程は、OK シードプロジェクトにより、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 この規程の改定により OK シードマーク使用登録者、参画者等に不利益が生じたとしても、OK シードマーク著作権者及び OK シードプロジェクトは一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項については、OK シードマーク著作権者と OK シードプロジェクトが協議の上、判断するものとする。

(別紙)

OK シードマーク



2021年6月29日 制定

2022年6月6日 改定

OK シードプロジェクトは、OK シードマーク使用規程第8条第1項の規定により、OK シードマークの使用基準を次のとおり指定し、2022年6月6日から施行する。

OK シードマークの使用基準

OK シードマーク使用登録者が OK シードマークを使用するに当たって遵守すべき OK シードマークの使用基準は、OK シードマークを考案した Jun Furuya が 2022 年 5 月 1 日に定めた別紙の OK シードマークガイドラインの第1項から第8項までの規定によるものとする。

別紙 OK シードマークガイドライン